

北部身体障害者福祉会館の指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 育桜福祉会（川崎市中原区西加瀬9-1）
(2) 指定期間	平成18年4月1日 ～ 平成23年3月31日
(3) 業務の範囲	・身体障害者への助言・指導・相談業務 ・ボランティアの育成及び援助 ・会館の維持管理に関する業務

2 検証結果

項 目	検 証
1 最適な公共サービスの手法の選択 (1) 最適な公共サービス提供主体の選択 ① 法制度上の必要性 ② サービスの制度趣旨や社会状況 ③ サービスの質を担保する仕組みの存在 (2) 効率的な運営手法の検討 ① 市民満足度の高いサービス提供 ② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保 ③ 効率的、効果的な運用の確保	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条に規定 市が事業報告書の確認の他に、指定管理者による業務実施状況を確認し、随時、管理物件に立ち入ることができる。 市が、指定管理者の業務に関して、説明を求めることができ、業務の改善を勧告できる。 利用者満足度調査は実施していないが、会館の運営委員から要望を聞き、利用者からの苦情には対応策を講じる等、質の高いサービスを提供するよう努めている。 利用者の処遇向上及び職員の質の向上のために、研修を実施しており、施設の安定運営等を確保できるよう努めている。 障害者及びボランティアの意思等を反映し、効果的な運営を行うため、法人が設置する「内部評価委員会」を組織し、第三者評価の視点で福祉サービスの改善に努めている。
2 サービス向上等 (1) 安定性 (2) 公平性 (3) 専門性 (4) 創意工夫	利用者の個別ニーズを把握した上で、必要なサービスを安定的に提供している。 利用者の障害の状況等を把握しており、各利用者の要望に応えられるよう努めている。 障害の状況等を十分考慮した上で、共生の理念のもと事業を行っている。 各種講習会の開催等による努力の姿勢が見られ、利用者数の増加に繋げている。
3 コスト検証 算定方法	利用料収入は年々微増傾向にあるものの、収入と支出の差は拮抗しており、指定管理料の算定について、検証する必要がある。
4 施設の安全性 大規模修繕の必要性	築27年のRC造であり、部分的な修繕は必要。
5 総 括 成 果	誰もが安心して施設を利用できるよう、充実したサービスの提供を図るとともに、地域における施設の理解を進め、地域福祉の促進を図ることができた。 具体的には、作業室を中心に、提供するサービスの充実を図ることができた。今後も、業務実施状況を引き続き確認したり、改善勧告を行う必要性、さらには建物の老朽化の問題もあることから、指定管理者制度を存続することが望ましい。